

ひとり親家庭等児童入学祝金について

富士市では、令和7年4月に小学校または中学校に入学するこどもを扶養しているひとり親家庭、両親のいない家庭、両親のどちらかが障害者の家庭に、入学祝金を支給します。

1. 支給要件
- 令和7年4月に小学校または中学校に入学するこどもを扶養しているひとり親家庭等で、①または②のいずれかに該当する人。

No.	要 件	申 請
①	令和7年2月1日において、富士市から児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成制度のいずれかについて資格の認定を受けている人。 ※申請不要で、令和7年3月下旬に振込みます。対象となる人には、令和7年3月上旬に支給決定通知書を送付します。	不 要
②	支給要件①に該当しない人で、申請時から令和7年4月1日まで引き続き富士市に居住するひとり親家庭の親であると見込まれる人。 ※ひとり親家庭等の要件 ●ひとり親（母子・父子）の家庭：父母のいずれかが死亡または1年以上行方不明、離婚、未婚など ※母または父が婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合や、離婚前提で別居している場合などは、該当になりません。 ●両親のいない家庭：父母が死亡または1年以上行方不明など ●両親のどちらかが身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかに該当する家庭	必 要 ↓  電子申請

2. 提出期限
- 令和7年2月28日（金）まで

3. 申請方法
- 電子申請（上記の二次元コードもしくは<https://logoform.jp/form/5KXT/849887>）または郵送で富士市役所子育て給付課へ
- ※郵送申請の場合、申請書は富士市のウェブサイトからダウンロードして使用してください。

4. 支給額
- 入学するこども1人につき1万円

5. 支給日
- 提出期限までに不備なくひとり親家庭等児童入学祝金支給申請書を提出した人については、指定いただいた口座へ3月下旬に振込予定です。